

告示

埼玉県教委告示第六号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者
典籍	紺紙金字法華経 八巻	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目二百十九番地 (埼玉県加須市大越千九百八十四番地)	宗教法人徳性寺